山形県公立大学法人事業年度評価実施要領(案)

山形県公立大学法人評価委員会

第1 趣旨

地方独立行政法人法第 78 条の2第1項の規定に基づき山形県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人(以下「法人」という。)の各事業年度における業務の実績に関する評価(以下「事業年度評価」という。)を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2 評価の基本的な考え方

- 1 法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善・向上に資する観点から評価を行うものとする。
- 2 法人の業務が自主的・効果的に実施されるよう、より魅力ある大学とするための特色ある取組や工夫に対し積極的に評価を行うものとする。
- 3 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の中期目標・中期計画達成に向けた取組の成果や進捗状況を明確に示すものとする。

第3 事業年度評価の実施方法

評価委員会は、法人による自己評価を踏まえ「項目別評価」及び「全体評価」 による評価を行う。

1 法人による自己評価

法人は、業務実績報告書において、当該事業年度の業務の実績に基づき次の 方法により自己評価を行う。

(1) 小項目別評価

法人は、年度計画の記載事項(小項目)ごとに、当該事業年度における業務の実績を明らかにするとともに、中期計画の第2から第6までの項目についてその実施状況を次の4段階により自己評価を行う。

なお、実績が年度計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び 次年度以降の見通しを併せて報告する。

S:年度計画を上回って実施している。

A:年度計画を十分に実施している。

B:年度計画を十分には実施していない。

C:年度計画を実施していない。

(2) 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の第2から第6までの大

項目ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況について、記述式により自己評価を行う。

(3) その他の実績

中期計画の第7以降に対応する事項については業務の実績を記載すること とし、業務の実績と年度計画で定めた内容に乖離がある場合はその理由を併せて記載する。

(4)全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の 全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

2 評価委員会による評価

(1)調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績の報告を基に、法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を行い、年度計画の記載事項ごとに自己評価や計画設定の妥当性を含めて、総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

(2)項目別評価(大項目別評価)

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、中期計画の第2から第6までの項目ごとに、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況の5段階評価を行うとともに、その評価理由を明らかにする。

- 5:中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
- 4:中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。
- 3:中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。
- 2:中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。
- 1:中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。

なお、第2の大学の教育研究等の質の向上に関する事項については、その 特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な進捗状況 の評価を行う。

【評価の目安】

5段階評価を行うにあたっては、次の基準を目安として法人を取り巻く諸事情を勘案し総合的に判断する。

「5」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、中期目標・中期計画の 達成に向けて特筆すべき進捗状況にあると評価委員会が特に認める 場合

「4」と評価する場合

- ・小項目別評価がすべてS又はAの場合
- 「3」と評価する場合
 - ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上の場合
- 「2」と評価する場合
 - ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割に満たない場合
- 「1」と評価する場合
 - ・中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項があると評価委 員会が特に認める場合

(3)全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実 績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

第4 評価結果の公表

評価の結果は、法人への通知及び設立団体の長への報告を行なうとともに、 県のホームページへの掲載により公表する。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附則

この要領は平成21年12月11日から施行する。

附則

この要領の改正は平成30年7月 日から施行する。

山形県公立大学法人中期目標期間評価実施要領(案)

山形県公立大学法人評価委員会

第1 趣旨

地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 1 項の規定に基づき、山形県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人(以下「法人」という。)の中期目標の期間における業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2 評価の基本的な考え方

- 1 法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善・向上に資する観点から評価を行うものとする。
- 2 法人の業務が自主的・効果的に実施されるよう、より魅力ある大学とするための特色ある取組や工夫に対し積極的に評価を行うものとする。
- 3 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の中期目標・中期計画の達成状況を明確に示すものとする。

第3 中期目標期間評価の実施方法

評価委員会は、法人による自己評価を踏まえ「項目別評価」及び「全体評価」による評価を行う。

1 法人による自己評価

法人は、中期目標期間業務実績報告書において、当該中期目標期間における 業務の実績に基づき次の方法により自己評価を行う。

(1) 小項目別評価

法人は、中期目標の記載事項(以下「小項目」という。)ごとに、当該中期目標の期間における中期計画の業務の実績を明らかにするとともに、中期目標の第2から第6までの小項目について、その達成状況を次の4段階により自己評価し、その評価理由を明らかにする。

S:中期目標を上回って達成している。

A:中期目標を十分に達成している。

B:中期目標を十分には達成していない。

C:中期目標を達成していない。

(2) 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の第2から第6までの大項目ごとに、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況について、記

述式により自己評価を行う。ただし、教育研究に関する項目の自己評価に当たっては、認証評価機関の評価結果も踏まえるものとする。

(3)全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

2 評価委員会による評価

(1)調査・分析

評価委員会は、法人から提出された中期目標期間業務実績報告書を基に、 法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を行う。 法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

(2)項目別評価(大項目別評価)

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、中期目標の第2から第6までの項目ごとに、中期目標の達成状況の5段階評価を行うとともに、その評価理由を明らかにする。

- 5:中期目標の達成において特筆すべき状況にある。
- 4:中期目標を達成している。
- 3:中期目標をおおむね達成している。
- 2:中期目標の達成が不十分である。
- 1:中期目標を達成しておらず、重大な改善事項がある。

なお、第2の大学の教育研究等の質の向上に関する事項については、その 特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な進捗状況 の評価を行う。

【評価の目安】

5段階評価を行うにあたっては、次の基準を目安として法人を取り巻く諸事情を勘案し総合的に判断する。

- 「5」と評価する場合
 - ・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、中期目標の達成において特筆すべき進捗状況にあると評価委員会が特に認める場合
- 「4」と評価する場合
 - ・小項目別評価がすべてS又はAの場合
- 「3」と評価する場合
 - ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上の場合
- 「2」と評価する場合
 - ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割に満たない場合
- 「1」と評価する場合

・中期目標を達成しておらず、重大な改善事項があると評価委員会が特に認める場合

(3)全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標の期間における 業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

第4 評価結果の公表

評価の結果は、法人への通知及び設立団体の長への報告を行なうとともに、 県のホームページへの掲載により公表する。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附則

この要領は平成27年2月12日から施行する。

附則

この要領の改正は平成30年7月 日から施行する。

山形県公立大学法人中期目標期間見込み評価実施要領(案)

山形県公立大学法人評価委員会

第1 趣旨

地方独立行政法人法第78条の2第1項の規定に基づき、山形県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人(以下「法人」という。)の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間見込み評価」という。)を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2 評価の基本的な考え方

- 1 法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善・向上に資する観点から評価を行うものとする。
- 2 法人の業務が自主的・効果的に実施されるよう、より魅力ある大学とするための特色ある取組や工夫に対し積極的に評価を行うものとする。
- 3 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の中期目標・中期計画の達成状況の見込みを明確に示すものとする。
- 4 見込み評価の実施については、次期中期計画の策定、法人の組織・業務見直し及び予算要求等に反映させることを目的とする。

第3 中期目標期間見込み評価の実施方法

評価委員会は、法人による自己評価を踏まえ「項目別評価」及び「全体評価」 による評価を行う。

1 法人による自己評価

法人は、中期目標期間見込み業務実績報告書において、当該中期目標期間に おける業務の実績の見込みに基づき次の方法により自己評価を行う。

(1) 小項目別評価

法人は、中期目標の記載事項(以下「小項目」という。)ごとに、当該中期目標の期間における中期計画の業務の実績の見込みを明らかにするとともに、中期目標の第2から第6までの小項目について、その達成状況の見込みを次の4段階により自己評価し、その評価理由を明らかにする。

S:中期目標を上回って達成する見込みである。

A:中期目標を十分に達成する見込みである。

B:中期目標を十分には達成する見込みがない。

C:中期目標を達成する見込みがない。

(2) 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の第2から第6までの大項目ごとに、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の見込みについて、記述式により自己評価を行う。ただし、教育研究に関する項目の自己評価に当たっては、認証評価機関の評価結果も踏まえるものとする。

(3)全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績の見込みの全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

2 評価委員会による評価

(1)調査·分析

評価委員会は、法人から提出された中期目標期間見込み業務実績報告書を 基に、法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を 行う。法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等 を示す。

(2)項目別評価(大項目別評価)

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、中期目標の第2から第6までの項目ごとに、中期目標の達成状況の見込みについて5段階評価を行うとともに、その評価理由を明らかにする。

- 5:中期目標の達成において特筆すべき状況となる見込みである。
- 4:中期目標を達成する見込みである。
- 3:中期目標をおおむね達成する見込みである。
- 2:中期目標の達成が不十分となる見込みである。
- 1:中期目標を達成する見込みがなく、重大な改善事項がある。

なお、第2の大学の教育研究等の質の向上に関する事項については、その 特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な進捗状況 の評価を行う。

【評価の目安】

5段階評価を行うにあたっては、次の基準を目安として法人を取り巻く諸事情を勘案し総合的に判断する。

「5」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、中期目標の達成において特筆すべき状況となる見込みであると評価委員会が特に認める場合

「4」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAの場合

- 「3」と評価する場合
 - ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上の場合
- 「2」と評価する場合
 - ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割に満たない場合
- 「1」と評価する場合
 - ・中期目標を達成する見込みがなく、重大な改善事項があると評価委員 会が特に認める場合

(3)全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標の期間における 業務実績の見込みの全体について、記述式により総合的な評価を行う。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

第4 評価結果の公表

評価の結果は、法人への通知及び設立団体の長への報告を行なうとともに、県のホームページへの掲載により公表する。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附則

この要領は平成30年7月 日から施行する。